

デイサービスセンターきじの荘重要事項説明書

当事業所はご契約者(以下「契約者」という)に対して通所介護サービス及び介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスを提供させていただくにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名 デイサービスセンターきじの荘
- (2) 事業所指定番号 28-72700196 平成12年4月1日県指定
- (3) 所在地 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田111番地27
- (4) 連絡先 0795-37-0174(代)
 0795-37-1126(緊急時も含む)
 0795-37-1830(FAX)
インターネットアドレス
 URL http://www.rakuenkai.or.jp
 E-mail info@rakuenkai.or.jp
- (5) 管理者 上野 仁久
- (6) 事業所の運営方針

契約者が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し適正な介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスを、また要介護状態にある高齢者に対し適正な通所介護サービスを提供します。要介護者等の心身の状況を踏まえて、介護計画を立て、その有する能力に応じ自立した日常生活上、必要な援助及び機能訓練を行います。

2. 職員の配置状況

- (1) 当事業所では通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を施設に配置しています。

職 種	配置人員
1. 施設長	1
2. 管理者	1
3. 生活相談員	1. 5
4. 介護職員	6. 8
5. 看護職員	1. 3
6. 機能訓練指導員	兼1

※ その他、事務職員、栄養士、調理員等は介護老人福祉施設と兼務して、配置しています。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
2. 生活相談員	8:30～17:30
3. 介護職員	早出 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 遅出 10:30～19:30 ※ 早出・遅出については利用延長がある場合の勤務時刻です。
4. 看護職員	①8:30～16:30 ②8:00～17:00
5. 機能訓練指導員	9:15～12:30、13:30～15:30

(3) 配置職員の職務内容

- ① 施設長 施設の業務を統括します。
- ② 管理者 指定通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業通所型の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を行います。
- ② 生活相談員 契約者の日常生活上の相談に応じ、生活支援を行います。
- ③ 介護職員 契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。
- ④ 看護職員 主に契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。
- ⑤ 機能訓練指導員 契約者の個別機能訓練又はアクティビティを担当します。

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
(8月14日・15日、12月31日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前9時15分～午後4時30分
- (3) 延長サービスをご利用の方は3日前までにお知らせください。9時間以上10時間未満のご利用の場合は50円、10時間以上11時間未満のご利用の場合は100円加算させていただきます。

4. 利用定員、通常の事業実施地域

1日の利用定員 35人

通常の事業実施地域は、多可町ですが、西脇市、加西市、市川町の方の利用も可能です。

5. 提供するサービスの概要

(1) 食事の提供

- ・ 契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・ 身体の状態に応じて必要な食事介助も行います。
- ・ 契約者に提供する食費は負担願います。

(2) 機能訓練

機能訓練指導員等により、契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための個別機能訓練を計画的に行います。

(3) 健康チェック

看護職員が契約者の血圧、脈拍、体温等健康チェックを行い適切な健康管理を行います。

(4) 入浴・排泄

健康チェックにより入浴できる方の入浴また見守り介助を行います。身体の状態に応じて、必要な場合は特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。契約者の健康状態からして排泄介助の必要な方に介助を行います。

(5) レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動等に参加していただくことが出来ます。ただし、材料代等の実費を負担願う場合があります。

(6) アクティビティ（介護予防通所介護において）

集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練

(7) 送迎

契約者の送迎については、事業実施地域はサービス利用料金として、介護保険の中に含まれております。実施地域以外の送迎については別途片道500円負担願います。

6. 利用料金（介護保険負担割合証で利用者負担の割合が1割の方の場合）

*** 令和6年6月1日から介護報酬の改定が行われました。**

【 通常規模型（1ヶ月に301人～750人利用） 】

◇ 1日7時間以上8時間未満の利用の場合

[単位：円]

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	658	777	900	1,023	1,148
サービス提供体制強化加算(I)	22				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,423	1,553	1,687	1,821	1,958

入浴加算 I	40 / 回
個別機能訓練加算 I イ※1	56 / 回

※1 個別機能訓練は、定められた日に理学療法士が実施。

送迎減算※2	△47/片道
--------	--------

※2 家族が送迎を行う場合や利用者自らが通う場合など。

ADL等維持加算 I	30 / 月
科学的介護推進体制加算	40 / 月

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

【 多可町介護予防・日常生活支援総合事業通所型 】 [単位：円]

	事業対象者・要支援1 週1回で月4回までの利用	要支援2 週2回で月8回までの利用
基本となる利用料金(月額)	436	447
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額	
食費(1食)	680	
契約者負担額	1,156	1,168

サービス提供体制加算	88 (1ヶ月あたり)	176 (1ヶ月あたり)
科学的介護推進体制加算	40 (1ヶ月あたり)	

- (1) 契約者に負担していただく利用料金はサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額となります。
- (2) この利用料金は7時間以上8時間未満利用していただくことを予定しての料金であり、長時間のサービス利用が困難な場合や身体の都合等で短時間の利用については、別途介護報酬基準に基づいて料金を決めさせていただきます。(参照 別表1, 2)
- (3) 若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた通所介護サービスを提供する場合、若年性認知症利用者受入加算として1日に60円をいただきます。
- (4) 機能訓練加算 I イおよび運動器機能向上については、定めた曜日に実施。要介護者は、1回56円、要支援者は1回300円(自費)をいただきます。
- (5) 介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス利用者は、入浴料を1回400円(自費)いただきます。

7. その他の諸費用実費

おむつ、衣類等、日常生活用品は、持参していただくか、自費で購入していただきます。

8. 利用料金のお支払

- (1) 前項6, 7の料金(サービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた自己負担分)は1か月毎に計算し、ご請求しますので、20日までにお支払ください。原則として自動引き落としをお願いします。
- (2) 契約者が要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金を一旦支払っていただき、要介護認定後または居宅サービス計画作成後、介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス計画作成後、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)この場合、契約者が保険給付の申請に必要な「サービス提供証明書」を交付します。

9. 利用の中止・変更

- (1) 利用を中止または変更される場合は利用予定日の前日までに申し出てください。取消し料は無料とします。
- (2) 前項の取消しを当日された場合は原則として保険基準額の半額をいただきます。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

10. サービス利用を止める場合(契約解除)

契約者はサービスの利用を7日間以上の予告期間をおいていつでも契約を解除することができます。

11. サービス提供における事業者の義務

当事業所は契約者に対してサービスを提供するに当たって、契約者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護に配慮するなど契約者に対してサービスを提供するに当たって次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体の安全に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、随時避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者からの申し出があった場合には、提供した具体的なサービスの内容等の情報を契約者に対して提供するものとします。コピー代は無料とします。
- ⑤ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者または他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、その対応及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するもの

とします。

⑥ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに嘱託医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に、心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、契約者の同意を得ます。

⑧ 事業者は、通所介護計画、介護予防日常生活支援総合事業通所型介護計画の作成に当たっては、その内容について契約者またはその家族に対して説明し、契約者の同意を得るものとします。

⑨ 事業者は、通所介護計画、介護予防日常生活支援総合事業通所型介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を契約者に交付するものとします。

12. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置は記録するものとします。

13. 損害賠償について

(1) 当通所介護事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任額を減じる場合があります。

(2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して障害が発生した場合

② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して障害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して障害が発生した場合

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為にもつぱら起

困して障害が発生した場合

* 事業所ではひょうご福祉サービス総合補償制度のプランⅠ（a）施設事業者賠償制度とプランⅡ（b）居宅サービス事業者賠償補償制度に加入しています。

14. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員 宮脇 明人
 受付時間 毎日 8：30～17：30
 営業日以外 併設施設で随時対応できる体制を確保しております。
- 第三者委員
 藤 井 正 0 7 9 5 - 3 7 - 1 4 3 1
 宮 崎 八 千 代 0 7 9 5 - 3 7 - 0 2 3 2
 内 橋 茂 0 7 9 5 - 3 8 - 0 3 6 1
- 苦情解決責任者 施設長 上野 仁久

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
多可町役場 福祉課	所在地 多可郡多可町中区中村町123 電話番号 0795-32-5120

令和 年 月 日 : ~ : 説明場所
指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 デイサービスセンターきじの荘

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業指定介護予防居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

（契約者との関係 ）

立会人

住所

氏名

（契約者との続柄 ）

別表 1

利用時間別利用料金（介護保険負担割合証で利用者負担の割合が1割の方の場合）

◇ 1日3時間以上4時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	370	423	479	533	588
サービス提供体制強化加算(I)	22				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,108	1,166	1,227	1,286	1,346

◇ 1日4時間以上5時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	388	444	502	560	617
サービス提供体制強化加算(I)	22				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,128	1,189	1,252	1,316	1,378

◇ 1日5時間以上6時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	570	673	777	880	984
サービス提供体制強化加算(I)	22				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,326	1,439	1,553	1,665	1,779

◇ 1日6時間以上7時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	584	689	796	901	1,008
サービス提供体制強化加算(I)イ	22				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,342	1,456	1,573	1,688	1,805

別表 2

利用時間別利用料金（介護保険負担割合証で利用者負担の割合が 2 割の方の場合）

◇ 1 日 7 時間以上 8 時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
サービス提供体制強化加算 (I)	44				
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	2,165	2,425	2,694	2,962	3,235

入浴加算	80
個別機能訓練加算 I イ ※1	112 / 回

※1 個別機能訓練は、定められた日に理学療法士が実施。

送迎減算※2	△94/片道
--------	--------

※2 家族が送迎を行う場合や利用者自らが通う場合など。

ADL等維持加算 I	60 / 月
科学的介護推進体制加算	80 / 月

【 多可町介護予防・日常生活支援総合事業 】

	事業対象者 週 1 回で 月 4 回までの利用	要支援1 週 1 回で 月 4 回までの利用	要支援2 週 2 回で 月 8 回までの利用
基本となる利用料金(日額)	436		447
介護職員処遇改善加算 I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額		
食費(1食)	680		
契約者負担額	1,156		1,168

《 月ごとの加算 》	事業対象者	要支援1	要支援2
サービス提供体制強化加算	88		176
科学的介護推進体制加算	40		

利用時間別利用料金（介護保険負担割合証で利用者負担の割合が2割の方の場合）

◇ 1日3時間以上4時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	740	846	958	1,066	1,176
サービス提供体制強化加算(I)	44				
介護職員処遇改善加算I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,536	1,652	1,774	1,892	2,012

◇ 1日4時間以上5時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	776	888	1,004	1,120	1,234
サービス提供体制強化加算(I)	44				
介護職員処遇改善加算I	基本料金と加算に、9.2%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,575	1,698	1,824	1,951	2,076

◇ 1日5時間以上6時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	570	673	777	880	984
サービス提供体制強化加算(I)	44				
介護職員処遇改善加算I	基本料金と加算に、5.9%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,326	1,439	1,553	1,665	1,779

◇ 1日6時間以上7時間未満の利用の場合

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本となる利用料金	584	689	796	901	1,008
サービス提供体制強化加算(I)	44				
介護職員処遇改善加算I	基本料金と加算に、5.9%を掛けた金額				
食費(1食)	680				
契約者負担額	1,342	1,456	1,573	1,688	1,805